

令和 8 年酒類業実態調査の手引き

1 調査表及び各別紙について

ご提出いただく調査表の様式等及びこの手引きの各別紙については、国税庁ホームページに掲載していますので、そちらを御確認ください。

【掲載場所】

[ホーム>税の情報・手続・用紙>お酒に関する情報>酒類業実態調査について
https://www.nta.go.jp/taxes/sake/jittaiichosa/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/sake/jittaiichosa/index.htm)

**2 調査対象者**

調査対象者は、令和 8 年 1 月 1 日現在で、酒類製造免許（蔵置場設置許可含む。）を有する者（以下「酒類製造者等」といいます。）又は全酒類卸売業免許、ビール卸売業免許、洋酒卸売業免許若しくは輸出酒類卸売業免許を有する者（以下「卸売業者」といいます。）です。詳細は別紙 1 「調査対象者について」を御確認ください。

なお、同じ調査対象者が酒類製造者等及び卸売業者の両方に該当する場合（両方の免許を受けている場合）は、それぞれ別に調査対象者となることに御留意ください。

3 調査対象品目

別紙 2 「調査対象品目について」を御確認ください。

4 調査対象期間

各調査表に記載のとおりです。事業年度は令和 8 年 1 月 1 日の直前に終了した事業年度分とし、1 事業年度が 6 か月の場合は 2 事業年度分の計数を入力してください。

なお、調査対象期間中に企業の合併等をし、又は法人成り等により組織を変更している場合には、企業の合併等前の全企業の事績又は組織変更前の事績を含めた 1 年分とします。

5 売上集計について

当調査では、売上を国内取引又は輸出取引のいずれかに区分して集計していただきます。

輸出取引は様々な取引パターンが考えられますが、基本的な考え方としては、自社として直接海外と取引している場合のみ、輸出取引とします。正確に把握するため、別紙 3 「輸出取引パターンフローチャート」及び別紙 4 「輸出取引のパターン

分け」を御確認いただき、極力取引ごとに区分して集計願います。

6 果実酒の個別項目の調査表について

果実酒の個別項目の調査表のうち、調査表H①～H④については、製造場ごとに作成してください。

7 提出期限及び提出先

調査表については、令和8年4月30日（木）までに、原則、電子データで別紙5「電子データでの調査表等の取得及び提出方法」により、提出してください。

なお、後日、提出いただいた内容について問い合わせる場合がございますので、作成に使用した酒類業実態調査入力システム（令和8年調査分）を一定期間保存していただきますようお願いいたします（紙により提出される方は、提出した調査表の写しを保存していただきますようお願いいたします。）。

おって、酒類業実態調査入力システムの調査表作成画面は、紙の調査表と表記が異なりますので、印刷して提出しないでください。紙により提出される方は、令和8年酒類業実態調査表（PDFファイル）を印刷の上ご使用ください。

※ 紙により提出する場合には、以下に記載している問合せ先の税務署に原本1部を提出してください。

8 入力上の注意事項

調査表の入力に当たっては、別紙6「調査表入力上の注意事項」を参照の上、入力してください。

なお、入力方法等について御不明な点は、国税庁ホームページをご確認ください。

【問合せ先】

●●税務署 酒類指導官

TEL : ●●● - ●●● - ●●●●

内線●●●、●●●

調査対象者について

1 酒類製造者等

- (1) 令和8年1月1日現在、酒類製造免許（蔵置場設置許可含む。）を有している全ての者。ただし、蔵置場設置許可のみを受けている者については、以下のいずれかの理由により蔵置場設置許可を受けている者を対象とします。
 - ① 輸出酒類の蔵置場
 - ② びん詰等のための蔵置場
 - ③ 果実酒集荷のための蔵置場
 - ④ 大消費地における酒類の共同蔵置場
- (2) (1)のうち、免許（許可）を受けている全ての酒類の品目が以下のいずれかに該当する場合は対象外とします。
 - ① 休造中の免許
 - ② 調査対象期間（令和7年1月1日から令和7年12月31日）において酒類の製造業に係る売上高がない免許

2 酒類卸売業者

- (1) 令和8年1月1日現在、以下のいずれかの免許を有している者。
 - ① 全酒類卸売業免許（販売方法に条件が付されていないものを含む。）
 - ② ビール卸売業免許
 - ③ 洋酒卸売免許
 - ④ 輸出酒類卸売業免許
- (2) (1)のうち、その免許が以下のいずれかに該当する場合は対象外とします。
 - ① 休業中の販売場
 - ② 調査対象期間（令和7年1月1日から令和7年12月31日）において酒類の卸売業に係る売上高がない販売場
 - ③ 協同組合員等を対象とする卸売のみである販売場
 - ④ 取り扱う酒類が薬用酒のみである販売場

対象の免許者		調査表の種類														
		A	B	C					D	E	F	G	H	I	J	K
				①	②	③	④	⑤								
酒 類 製 造 者 等 （ 蔵 置 場 含 む ）	清 酒	○	○	○					○					○	○	○
	合 成 清 酒	○	○											○	○	○
	連 続 式 蒸 留 焼 酎	○	○											○	○	○
	単 式 蒸 留 焼 酎	○	○		○					○				○	○	○
	み り ん	○	○											○	○	○
	ビ ー ル	○	○		○						○			○	○	○
	果 実 酒	ぶどうを原料としたもの 日本ワイン（注）1	○	○			○					○	○	○	○	○
		日本ワイン以外	○	○								○	○	○	○	○
		その他（注）2	○	○										○	○	○
	甘 味 果 実 酒	○	○											○	○	○
	ウ イ ス キ ー	○	○			○								○	○	○
	ブ ラ ン デ ー	○	○											○	○	○
	原 料 用 ア ル コ ー ル	○	○											○	○	○
	発 泡 酒	○	○		○						○			○	○	○
	そ の 他 の 醸 造 酒	○	○											○	○	○
	ス ピ リ ッ ツ	○	○					○						○	○	○
	リ キ ュ ー ル	○	○					○						○	○	○
	粉 末 酒	○	○											○	○	○
	雑 酒	○	○											○	○	○
卸 売 業 者		○	○	○	○	○	○	○						○	○	

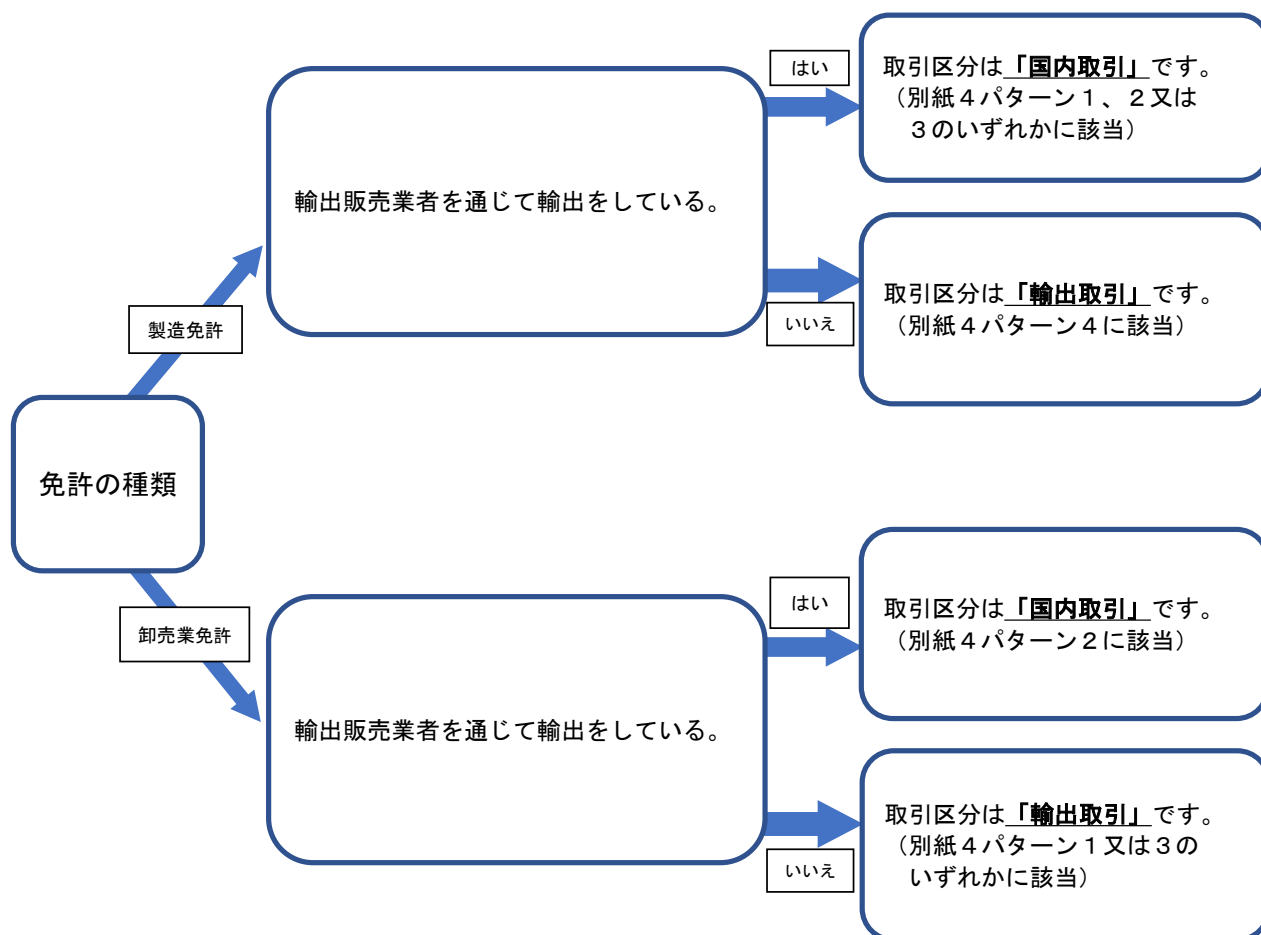
【留意事項】

- ・ 「○」のついている調査表について入力してください。
- ・ 酒類製造免許（蔵置場設置許可含む。）を受けている品目のうち、その品目が別紙1「調査対象者について」の「1(2)」に記載の①または②に該当する場合は、集計に入れていただく必要はありません。
- ・ 調査表B、C及びアンケート表Kについては、1者で複数の製造場に免許（蔵置場設置許可含む。）を受けている場合は、酒類の品目ごとに全て合算して入力してください。
- ・ 調査表Hについては、1者で複数の製造場に免許を受けている場合は、その製造場ごとに別の調査表に入力してください。
- ・ 酒類製造免許（蔵置場設置許可含む。）及び卸売業免許の両方を持っている場合は、それぞれ別の調査表に入力してください。

（注）1 日本ワインとは、「果実酒等の製法品質表示基準」に規定する、原料の果実として国内で収穫されたぶどうのみを使用し、国内で製造された果実酒をいいます。

2 その他とは、ぶどう以外の果実のみを用いたもの、例えば、りんごを100%使用したシードルが該当します。

輸出取引パターンフローチャート



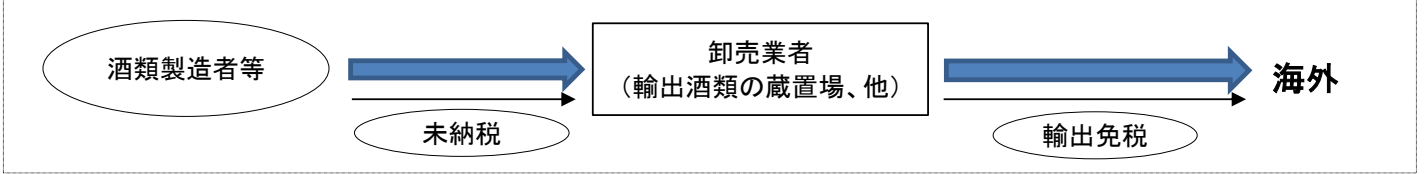
※ パターン1～4の取引形態及び取引の区分の詳細については、別紙4をご参照ください

輸出取引のパターン分け

➡取引の流れ →物の流れ

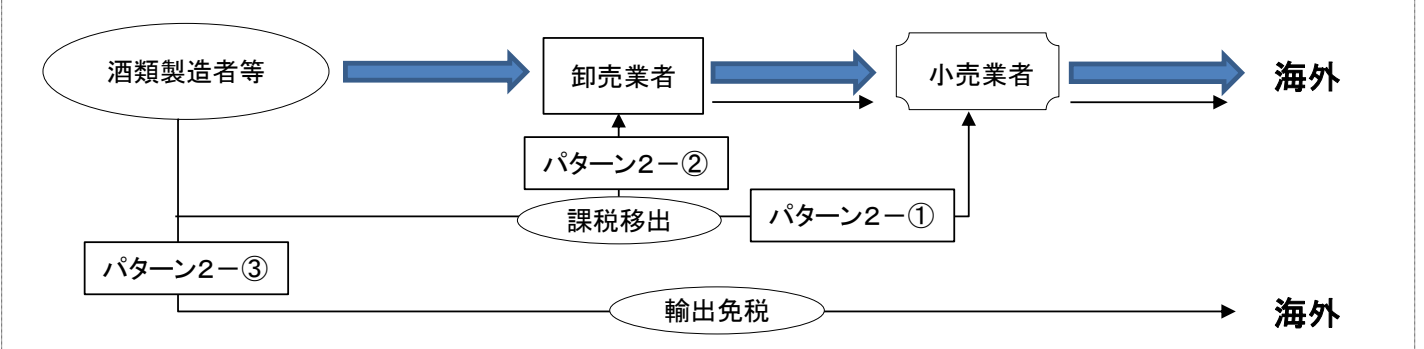
パターン1

酒類製造者等は卸売業者に販売、卸売業者は海外販売(輸出)



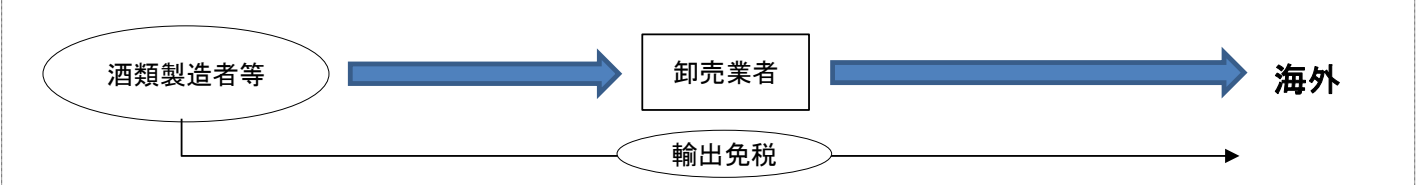
パターン2

- ①物の流れは酒類製造者等から小売業者に行くが、取引は酒類製造者等から卸売業者、卸売業者から小売業者
- ②物の流れ及び取引は酒類製造者等から卸売業者、卸売業者から小売業者
- ③物の流れは酒類製造者等から直接海外に行くが、取引は酒類製造者等から卸売業者、卸売業者から小売業者



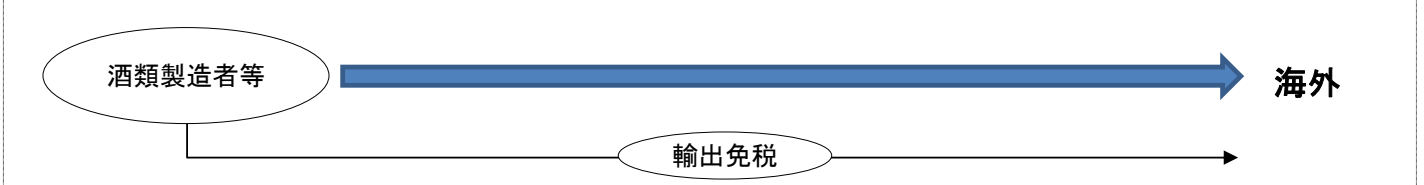
パターン3

物の流れは直接海外に行くが、取引は酒類製造者等から卸売業者



パターン4

酒類製造者等が直接海外販売(輸出)



輸出については、上記輸出取引のパターン分けの区分により、国内取引か輸出取引かに分かります。基本的な考え方としては、自社として直接海外と取引している場合のみ、輸出取引とします。次の表を参考に取引ごとに国内取引か輸出取引か区分してください。

	取引の区分	
	酒類製造者等	卸売業者
パターン1	国内取引	輸出取引
パターン2	国内取引	国内取引
パターン3	国内取引	輸出取引
パターン4	輸出取引	

電子データでの調査表等の取得及び提出方法

1 調査表等の取得方法

令和8年酒類業実態調査表、酒類業実態調査入力システム（令和8年調査分）、令和8年酒類業実態調査の手引きは、国税庁ホームページ（下記のURL）からダウンロードすることで取得することができます。

(URL) <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/jittaiichosa/index.htm>

(掲載場所) ホーム / 税の情報・手続・用紙 / お酒に関する情報 / 各種施策情報、資料等/ 酒類業実態調査

※ 紙により提出する場合には、果実酒の個別項目の調査表のうち、調査表H①～H④については、製造場ごとに記入するため、調査表を適宜コピーして使用してください。

2 調査表の作成

「酒類業実態調査入力システム（令和8年調査分）」から、電子データ提出用の調査表の入力及び作成をすることができます。「酒類業実態調査入力システム（令和8年調査分）」による調査表の入力が完了しましたら、任意の場所にデータを保存してください。データはエクセルファイルで保存され、ファイル名は自動生成されますので、拡張子及びファイル名は変更しないでください。

※ 調査年度により調査項目（アンケート項目等）が異なりますので、必ず「酒類業実態調査入力システム（令和8年調査分）」を使用してください。

3 調査表の提出方法

調査表の提出は、ファイル転送機能（Prime Drive（プライムドライブ））を利用して提出（ファイルのアップロード）します。

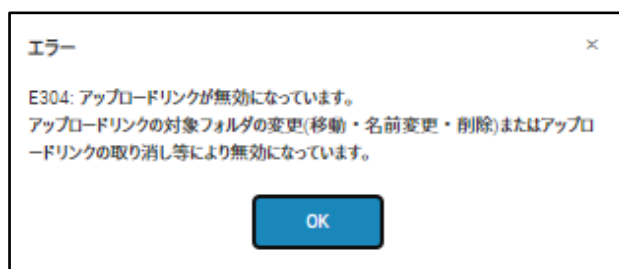
- ・ 「業者番号等のお知らせ」に記載のURLにアクセスしてください。
- ・ パスワードの入力画面が表示されるので、「業者番号等のお知らせ」に記載のパスワードを入力してください。



The image shows a dialog box titled "アップロードリンクパスワードの入力" (Input of upload link password). The dialog contains the instruction "アップロードリンクのパスワードを入力してください" (Please enter the password for the upload link). Below this is a text input field labeled "パスワード" (Password) with a red border and a circular icon on the right. At the bottom center is a blue button labeled "OK".

【留意事項】

次のエラーメッセージが表示された場合は、実施時期により以下の①又は②のとおり対応してください。



- ① 提出期限内（令和8年4月30日（木）まで）
パスワードの入力誤りが想定されますので、パスワードを確認の上、再度入力を行ってください。
※ 令和8年5月31日（日）までは電子データでの提出が可能です。
- ② 電子データ提出有効期限後（令和8年6月1日（月）以降）
有効期限後は、電子データでの提出ができませんので、紙で提出してください。

- 下記の画面が表示されるので、2で保存したエクセルファイルを選択してください。

また、メモ欄に、事業者名を入力してください。

- ・ エクセルファイルを選択したら、「アップロード開始」をクリックしてください。

リンクアップロード

アップロードリンク情報

有効期限 2021/08/20 15:36
酒類実態調査入力システムで作成した提出用ファイルをアップロードしてください。

メッセージ ※1 ファイル名が4桁の業者番号になっているかご確認ください。
※2 「ファイルを受け取る人へのコメント」欄には、何も入力しないでください。

アップロードするファイル

対象ファイル 1234567891231.xlsx 選択
削除

メモ

対象ファイル ファイルを選択してください 選択

メモ

ファイルを受け取る人へのコメント

通知メールの件名
[PrimeDrive]アップロードリンクのアップロード通知

通知メール本文内のコメント欄

アップロード開始

- ・ アップロードが終了したメッセージが表示されます。



※ 既にアップロードしたファイル（同一名称のファイル）を再度アップロードした場合は、データが上書きされるので注意してください。

調査表入力上の注意事項

【共通事項】

- 1 この調査は酒類製造者等又は卸売業者ごとの調査になります。酒類製造者等と卸売業者の両方に該当する場合はそれぞれの調査表に入力してください。
- 2 酒類業実態調査入力システムの入力上の注意事項等は、国税庁ホームページで同システムと併せて掲載している「酒類業実態調査入力システム（令和8年調査分）操作要領」を御確認ください。
- 3 酒類業実態調査入力システムの基本情報入力画面で、「業者番号等のお知らせ」に記載の業者番号を入力してください。また、果実酒の製造場が複数ある酒類製造者の方は、製造場の数を入力してください。
- 4 調査表に入力する計数に単位未満の端数がある場合には、単位未満を四捨五入して入力してください。
- 5 計数を四捨五入して「0」となる場合は、「0」と入力してください。
- 6 入力する計数がマイナスの場合は、入力する数字の直前に－を付けてください。

【例】

- 1 2 3 4

- 7 消費税及び地方消費税については、税抜きで入力してください。ただし、税抜きで入力することが事務処理上困難な場合は、税込みで入力していただいても差し支えありません。
- 8 別紙1「調査対象者について」及び別紙2「調査対象品目について」を御覧いただき、貴社（あなた）が入力する調査表を確認してください。
- 9 調査対象品目は、品目ごとに全て合算して集計しますが、その品目が、①休造中の免許、②調査対象期間（令和7年1月1日から令和7年12月31日）において酒類の製造業及び卸売業にかかる売上高がない免許に該当する場合は、集計から除外して差し支えありません。
- 10 果実酒については、「日本ワイン」、「日本ワイン以外」、「その他」に区分して集計してください。日本ワインはその成長を注視していく必要があるため、特別に区分することとしております。今後の酒類業実態調査でも同様の区分となりますので、集計しやすいように準備を進めてください。
- 11 日本ワインとは、「果実酒等の製法品質表示基準」に規定する、原料の果実として国内で収穫されたぶどうのみを使用し、国内で製造された果実酒をいいます。
- 12 果実酒における、「日本ワイン以外」とは、ぶどう（濃縮果汁含む。）を原料とした果実酒（ぶどう以外の果実を併用したものを含む。）で、「日本ワイン」以外のものであって、果実酒のうち、「その他」に分類されるものを除きます。

また、果実酒における、「その他」とは、ぶどう以外の果実のみを用いたもの、例えば、りんごを100%使用したシードルが該当します。

- 13 従業員には、役員（使用人兼務役員を除く。）、個人事業主、専従者（所得税法第57条に規定する「青色事業専従者」及び「事業専従者」）は含みません。パートやアルバイト、季節雇用の従業員は含めます。

※ 調査表を手書きにより作成する場合には、明瞭に記入してください。

また、記入した計数を訂正する場合には、訂正後の計数は所定の欄の所定の桁に記入し、欄外への記入や、計数の一部訂正は避けてください。やむなく欄外に記入する場合は、どこの計数を訂正したか分かるようにしてください。

【例】

					5	6	7	8
					5	6	0	0

計数がマイナスの場合は、記入する数字の直前に△印を付けてください。

【例】

				△	1	2	3	4
--	--	--	--	---	---	---	---	---

【調査表A】

- 紙により提出される場合、「業者番号」欄には、「業者番号等のお知らせ」に記載の業者番号を記入してください。
- 酒類製造者等と卸売業者の両方に該当する場合、決算の額、従業員数及び従業員給与額については、事業全体の数値を酒類製造者等の調査表にのみ入力してください。卸売業者としての調査表への入力は不要です。
- 「酒類の製造又は卸売業に係る売上の有無」欄で「無」と回答した場合で、今後開始予定がある方は、「年 月以降開始予定」欄に開始予定時期を入力の上、調査表A及びアンケートを作成してください。「卸売業の予定なし」と回答した場合は、調査表Aのみ作成してください。
- 「租税特別措置法第87条第4項第1号に基づく承認酒類製造者の該当の有無」欄には、「酒税特例措置を受ける酒類製造者の承認申請書」を提出し、租税特別措置法第87条第4項第1号の承認を受けている方は「有」を選択してください。また、承認許可を受けた税務署名を入力してください。租税特別措置法第87条第4項第1号の承認を受けていない方及び卸売業の方は「無」を選択してください。（承認の有無は、調査表作成日の状況で選択してください。）
- 「内 酒類事業（110、114、118、123 及び 125）」欄には、酒類事業以外の事業に係るものを差し引いた金額を入力してください。
- 「卸売（111、115 及び 119）」及び「小売（112、116 及び 120）」の各欄には、「内 酒類事業（110、114 及び 118）」欄に入力した金額を卸売（酒類製造業者又は酒類販

売業者への販売)及び小売(卸売以外)に区分して入力してください。輸出取引については、販売先を問わず、「小売(112、116及び120)」欄に入力してください。

なお、「内 酒類事業(110、114及び118)」、「卸売(111、115及び119)」及び「小売(112、116及び120)」の各欄の入力に際して、それぞれの経費等を区分経理していない場合など、金額の算出が難しい場合には、貴社(あなた)が採用している経理方法等、合理的な方法(例:売上高比率、販売数量比率)であん分していただいても差し支えありません。

7 個人の場合、「税引前当期純利益(121)」欄は、所得税青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」又は収支内訳書の「専従者控除前の所得金額」を入力してください。

8 従業員数は、原則として年平均で入力してください。年間を通じて大きい変動がない場合(季節雇用の従業員がいないなど)は、事業年度末の人数を入力していただいても差し支えありません。年平均は、常用の従業員及び季節雇用の従業員の各人別の就業月数の合計月数を12か月で除して得た数とパート、アルバイトの年間就業延べ日数を365日で除して得た数を合計したものとしてください。

(注) 就業月数とは、給料、賃金の支払対象となった月数をいい、1か月のうち15日以上就業した場合は1か月とします。

9 従業員数の「内 酒類事業(128)」欄には、酒類の製造又は販売に直接従事している方の人数を入力してください。酒類の原料の生産に専ら従事している方は除きます。

なお、従業員のうち、同一人が2部門以上の仕事に従事している場合には、各部門の従事日数割合等によってあん分して入力してください。

10 従業員給与額の「内 酒類事業(130)」欄には、酒類の製造又は販売に直接従事している方の給与総額を入力してください。酒類の原料の生産に専ら従事している方は除きます。

なお、従業員のうち、同一人が2部門以上の仕事に従事している場合には、各部門の従事日数割合等によりあん分して入力してください。

11 個人の方は、「資本金(126)」欄の入力は不要です。

12 109から121の各欄には、リベートを含めた金額を入力し、「受取りレポート(122及び123)」及び「支払リベート(124及び125)」の各欄には、勘定科目にかかわらず、各リベートの総額を入力してください。

なお、酒類製造者等と卸売業者の両方に該当する場合、「リベート取引額(122及び124)」欄は、事業全体の取引額、「内 酒類事業(123及び125)」欄は、酒類製造業者等としての取引と卸売業者としての取引を区分の上、それぞれの調査表に入力してください。

例えば、卸売業者が酒類製造者等(輸出酒類の蔵置場を有する場合)にも該当し、取引先からリベートを受領した場合、卸売業者として受領したリベートであれば、酒類製造場等の調査表には記載せず、卸売業者の調査表にのみ、リベート額を記載してください。

※ 調査表を手書きにより作成する場合には、「調査対象期間」欄に、事業年度（個人の方は令和7年分）を記入してください。

【調査表B】

- 1 調査対象期間は、暦年（令和7年1月1日から令和7年12月31日）です。暦年で作成できない場合は、事業年度で作成していただいても差し支えありません。その場合、「事業年度で記入した場合チェックする」欄をチェックしてください。
- 2 酒類製造者等と卸売業者の両方に該当する場合は酒類製造者等としての取引と卸売業者としての取引を区分の上、それぞれの調査表に入力してください。
- 3 調査表Bを作成する際、別紙3「輸出取引パターンフローチャート」及び別紙4「輸出取引のパターン分け」をご確認の上、国内取引か輸出取引か区分いただき、区分ごとに集計してください。
- 4 単式蒸留焼酎と連続式蒸留焼酎を混和した酒類のうち、「連続式・単式蒸留焼酎混和」又は「焼酎甲類乙類混和」は連続式蒸留焼酎、「単式・連続式蒸留焼酎混和」又は「焼酎乙類甲類混和」は単式蒸留焼酎に入力してください。
- 5 粉末酒については、①当該粉末酒の重量に、「(当該粉末酒の重量+蒸留水の重量×(1-比重))÷(当該粉末酒の重量×比重)」で算出した換算計数を乗じて計算した数量又は②粉末酒の重量に0.73を乗じて計算した数量を入力してください。
- 6 果実酒のうち「ぶどうを原料としたもの」について、「日本ワイン」と「日本ワイン以外」を区分して入力することが困難な場合は、これらを「日本ワイン以外」にまとめて入力していただいても差し支えありません。
- 7 本格梅酒とは、梅酒（酒税法第3条第21号に規定するリキュールのうち、酒類に梅を浸漬し、梅の成分を浸出させたものを含んだ酒類）のうち、梅、糖類及び酒類のみを原料とし、酸味料、着色料、香料を使用していないものをいいます。
- 8 リキュールのうち、「本格梅酒以外」欄には、上記7以外のリキュールについて入力してください。
- 9 「本格梅酒」と「本格梅酒以外」の区分が困難な場合は、商品のラベルに「本格梅酒」と表示されているものを除き、全て「本格梅酒以外」に入力してください。
- 10 G I酒類とは、日本のG I制度において管理機関の確認を受けた酒類で、「地理的表示」、「Geographical Indication」又は「G I」が表示されている酒類です。
- 11 清酒のうち、「内G I酒類の売上数量（103及び104）」欄及び「内G I酒類の売上金額（107及び108）」欄に入力するものは、「G I日本酒」以外の個別G Iの清酒が対象です。
- 12 卸売業者の方は「内G I酒類の売上数量（103及び104）」欄及び「内G I酒類の売上金額（107及び108）」欄の入力が困難な場合は、入力を省略していただいても差し支えありません。
- 13 「国内取引（税抜）（105及び107）」欄の税抜は消費税の税抜きをいいます。

- 14 在外公館への販売は、国内取引となります。別紙4「輸出取引のパターン分け」ではパターン3（取引の相手は卸売業者ではなく、外務省）に該当します。
- 15 酒類製造者等の売上数量及び売上金額には、プライベートブランドなどの製造委託を受け、製造したものも含まれます。
- 16 酒類製造者等及び卸売業者が酒類の小売業免許を有する場合で、小売業として取引したもの（国内において一般の消費者や料飲店等に販売したもの）は含みません。

※ 調査表を手書きにより作成する方で、調査表Bを事業年度により作成する場合は、当該事業年度を「調査対象期間」欄に記入してください。

【調査表C①～C⑤共通】

- 1 調査対象期間は、暦年（令和7年1月1日から令和7年12月31日）ですが、調査表Bを事業年度で作成した場合は、事業年度で作成してください。
- 2 酒類製造者等と卸売業者の両方に該当する場合は酒類製造者等としての取引と卸売業者としての取引を区分の上、それぞれの調査表を作成してください。
- 3 調査表C①～C⑤を入力するに当たり、対象の品目について、取引ごとに別紙3「輸出取引パターンフローチャート」及び別紙4「輸出取引のパターン分け」を参照し、輸出取引となっている取引について調査対象期間の合計を入力してください。
- 4 仕向国が「国・地域名」欄に記載されていない場合及び国ごとに入力できない場合は、各地理圏の「その他・不明」欄に入力してください。地理圏の判断は別紙7「国一覧」を確認してください。
- 5 「国番号」及び「国・地域名」は、財務省貿易統計によるものです。

【調査表C③】

日本ワインについては、「日本ワイン」と「日本ワイン以外」を区分して入力することが困難な場合で、調査表Bにおいて「日本ワイン以外」にまとめて入力した場合は、入力不要です。

【調査表C④、C⑤】

リキュールについては、「本格梅酒」と、本格梅酒、新ジャンル及びRTD商品を除いたリキュールごとに入力してください。また、スピリッツについては、RTD商品を除いて入力してください。

【調査表D①】

- 1 調査対象期間は、事業年度（個人は令和7年分）です。
- 2 清酒の輸出に係る売上高及び売上原価については、それぞれ「その他（213）」及び「その他（217）」に入力してください。
- 3 「清酒の生産費等製造原価（220、221及び222）」欄には、当期の製成数量に対す

る製造原価を入力してください。

- 4 「清酒製造業の従業員数 (223、224、225 及び 226)」欄には、年平均の人数を入力してください。年平均の算出の方法は、上記【調査表 A】8を参照してください。
- 5 従業員のうち、同一人が2部門以上の仕事に従事している場合には、各部門の従事日数割合等によってあん分して入力してください。
- 6 「季節労働者 (227)」欄には、酒造最盛期等に雇用期間を定めて契約する労働者数(いわゆる季節杜氏等)を入力してください。
- 7 「自県分 (228)」欄には、清酒の製造場(共同びん詰場を含む。以下同じ。)の所在する都道府県内に課税移出した数量を入力してください。
- 8 「自県以外の自局分 (229)」欄には、清酒の製造場の所在地を管轄する国税局(所)の管轄区域内に課税移出した数量から自県に課税移出した数量を差し引いた数量を入力してください。
- 9 「他局分 (230)」欄には、「自県分 (228)」及び「自県以外の自局分 (229)」以外の地域に課税移出した数量を入力してください。
- 10 未納税移出入数量及び未納税取引先数については、いわゆる桶買い・桶売り等の取引(酒税法施行令第32条第1項第2号イに規定する商標未納税の取引)の数量及び取引先数を入力してください。

【調査表 D②】

- 1 調査対象期間は、暦年(令和7年1月1日から令和7年12月31日)です。暦年で作成できない場合は、事業年度で作成していただいても差し支えありません。その場合、「事業年度で記入した場合チェックする」欄をチェックしてください。
- 2 清酒の海外生産をしている方には、調査対象者である貴社の持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項第1号に規定する持株会社をいいます。)が海外において生産している場合を含みます。
- 3 生産国(1つの生産国に複数の生産者を有する場合は、さらに生産者)ごとに入力してください。1つの生産者で同国内に複数の製造場を有する場合は、一行で合算してください。入力の対象が5者以上ある場合は、生産数量の多い順に5者入力してください。
- 4 「生産者(現地法人)(202)」欄には、国外関連者(外国法人で、貴社との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令(租税特別措置法施行令第39条の12)で定める特殊の関係)に当たる製造者名又は直接自社若しくは個人で生産している場合は、その名称を入力してください。
- 5 「生産国からの輸出(208及び209)」欄には、日本への輸出の有無を入力するとともに、日本以外への輸出先があれば、その輸出先国を入力してください。
- 6 売上金額は可能な限り日本円で入力してください。円換算のタイミングや換算レートについては、貴社(あなた)が採用している方法により適宜計算してください。現

地通貨で入力する場合は、現地通貨の種類（例えば、ポンド）を入力し、省略した桁数があれば、その桁数を入力してください。

【例】売上金額 2,000 ポンド

205	売 上 金 額 (日本円の場合は千円単位)	206	207
		現地 通貨	桁
		2	ポンド 3

※ 調査表を手書きにより作成する方で、調査表D②を事業年度により作成する場合は、当該事業年度を「調査対象期間」欄に記入してください。

【調査表E①】

- 1 調査対象期間は、事業年度（個人は令和7年分）です。
- 2 単式蒸留焼酎の輸出に係る売上高及び売上原価については、それぞれ「その他(309)」及び「その他(313)」に入力してください。
- 3 「単式蒸留焼酎の生産費等製造原価(316及び317)」欄には、当期の製成数量に対する製造原価を入力してください。
- 4 「焼酎粕の処理費」については、「総額(318)」欄は千円単位、「トン当たりの処理単価(319)」欄は円単位となりますので、ご注意ください。
- 5 「単式蒸留焼酎製造業の従業員数(320、321、322及び323)」欄には、年平均の人数を入力してください。年平均の算出の方法は、上記【調査表A】8を参照してください。
- 6 従業員のうち、同一人が2部門以上の仕事に従事している場合には、各部門の従事日数割合等によってあん分して入力してください。
- 7 未納税移出入数量及び未納税取引先数については、いわゆる桶買い・桶売り等の取引（酒税法施行令第32条第1項第2号イに規定する商標未納税の取引）の数量及び取引先数を入力してください。
- 8 未納税移出入数量は、アルコール分25度換算数量により入力してください。
- 9 「原材料別(329及び333)」欄は、調査表E②の原材料別に入力してください。
- 10 「単価(331及び335)」欄には、1リットル当たりの平均単価を入力してください。

【調査表E②】

- 1 調査対象期間は、暦年（令和7年1月1日から令和7年12月31日）です。暦年で作成できない場合は、事業年度で作成していただいても差し支えありません。その場合、「事業年度で記入した場合チェックする」欄をチェックしてください。
- 2 芋焼酎、米焼酎、麦焼酎及びそば焼酎の、「芋」、「米」、「麦」、「そば」については、単式蒸留焼酎の表示に関する公正競争規約第4条(1)の冠表示の規定により分類します。

- 3 黒糖焼酎とは、酒税法施行令第4条の2で定める砂糖、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留した単式蒸留焼酎をいいます。
- 4 かす取り焼酎とは、清酒かす及び水若しくは清酒かす、米、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物又は清酒かすを単式蒸留機により蒸留した単式蒸留焼酎をいいます。
- 5 泡盛とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第11条の5下欄に定める泡盛の呼称を用いることができる単式蒸留焼酎をいいます。
- 6 「焼酎乙類甲類混和」欄には、単式蒸留焼酎と連続式蒸留焼酎を混和するに当たって承認を受けたもののうち、単式蒸留焼酎の純アルコール量が連続式蒸留焼酎の純アルコール量を超えるものについて入力してください。超えないものは「焼酎甲類乙類混和」に該当しますので、調査表E②における集計の対象外です。
- 7 自製酒を再留して再製成された数量は、製成数量には含めないでください。
- 8 製成数量は、アルコール分25度換算数量により入力してください。
- 9 「売上金額（国内取引）（税抜）（303）」欄の税抜は、消費税の税抜きをいいます。
- 10 「輸出数量（304）」欄及び「輸出金額（305）」欄は、取引ごとに別紙3「輸出取引パターンフローチャート」及び別紙4「輸出取引のパターン分け」を参照し、輸出取引となっている取引について原材料別に入力してください。

※ 調査表を手書きにより作成する方で、調査表E②を事業年度により作成する場合は、当該事業年度を「調査対象期間」欄に記入してください。

【調査表F】

- 1 調査対象期間は、暦年（令和7年1月1日から令和7年12月31日）です。暦年で作成できない場合は、事業年度で作成していただいても差し支えありません。その場合、「事業年度で記入した場合チェックする」欄をチェックしてください。
- 2 製造場の場数については、作成日現在の場数を入力してください。
- 3 ビール及び発泡酒の課税移出数量については、全ての製造場の合計数量を入力してください。
- 4 主な販売形態については、最も課税移出数量の多い製造場の販売形態を入力してください。
- 5 ビールの海外生産をしている方には、調査対象者である貴社の持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項第1号に規定する持株会社をいう。）が海外において生産している場合を含みます。
- 6 生産国（1つの生産国に複数の生産者を有する場合は、さらに生産者）ごとに入力してください。1つの生産者で同国内に複数の製造場を有する場合は、一行で合算してください。入力の対象が5者以上ある場合は、生産数量の多い順に5者入力してください。

- 7 「生産者（現地法人）（402）」欄には、国外関連者（外国法人で、貴社との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令（租税特別措置法施行令第39条の12）で定める特殊の関係）に当たる製造者名又は直接自社若しくは個人で生産している場合は、その名称を入力してください。
- 8 「生産国からの輸出（408及び409）」欄には、日本への輸出の有無を入力するとともに、日本以外への輸出先があれば、当該輸出先国を入力してください。
- 9 売上金額は可能な限り日本円で入力してください。円換算のタイミングや換算レートについては、貴社（あなた）が採用している方法により適宜計算してください。現地通貨で入力する場合は、現地通貨の種類（例えば、ドン）を入力し、省略した桁数があれば、その桁数を入力してください。

【例】売上金額 100,000,000 ドン

405	売 上 金 額 (日本円の場合は千円単位)	406	407
		現地通貨	桁
		ドン	8

- 10 基本的には、日本の酒税法上のビールを想定していますが、切り分けることが困難な場合は、現地でビールとして販売しているものを含めて入力していただいても差し支えありません。

※ 調査表を手書きにより作成する方で、調査表Fを事業年度により作成する場合は、当該事業年度を「調査対象期間」欄に記入してください。

【調査表G】

- 1 基本情報入力画面で入力した製造場数分の合計で作成してください。
- 2 調査対象期間は、事業年度（個人は令和7年分）です。
- 3 日本ワイン及び日本ワイン以外のものとそれ以外とを区分経理していない場合の経費等のあん分については、貴社（あなた）が採用している経理方法等、合理的な方法（例：売上高比率、販売数量比率）であん分していただいても差し支えありません。
- 4 「内 原料費（502）」欄には、当期の製成数量に係る原料費（製造直接費）を入力してください。例えば、日本ワインならぶどうが該当します。瓶、蓋、ラベル、亜硫酸塩等は製造間接費に当たりますので、502には含めないでください。

【調査表H①～H④共通】

- 1 調査対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日です。
- 2 酒類業実態調査入力システムの基本情報入力画面で入力した製造場ごとに作成してください。

※ 製造場ごとに作成いただく必要があるため、調査表を手書きにより作成する場合、記入した内容に対応する果実酒製造場の名称を他の製造場と判別できるように、「製造場名」欄に記入してください。また、その製造場の所在する都道府県名も記入してください。

【調査表H①】

- 1 「原料用 (509)」欄には、酒類の原料及び自己の製造した酒類と混和してさらに移出するため輸入したワインの数量を入力してください。
- 2 「販売用 (そのまま販売容器に充填して移出するために輸入したワイン) (510)」欄には、そのまま販売容器に充填して移出するために輸入したワインの数量を入力してください。

【調査表H②】

- 1 調査表H②には、原料を発酵させて最初に製成した分について入力してください。ただし、瓶内二次発酵したもの、炭酸充填したものについては、スパークリングワインの区分に入力してください。その場合、最初に製成した各ワインからはその分を差し引いて、入力してください（この際、二重に計上しないようご注意ください。）。
- 2 生ぶどうとは、ぶどうのうちぶどう果汁以外の生果をいいます。使用原料の生ぶどうには、生果のまま受け入れたぶどうを使用した数量を、除こう・粉碎前の数量で入力してください。
- 3 使用原料のぶどう果汁には、ぶどう果汁（現地粉碎して受け入れた場合を含む。）として受け入れたぶどうの使用した数量を入力してください。
- 4 使用原料には、副原料（ブランデー、香味料（ぶどう果汁）等）は除いて入力してください。
- 5 赤ワインとは、赤ワインのうち発泡性のないものをいいます。
- 6 白ワインとは、白ワインのうち発泡性のないものをいいます。
- 7 ロゼワインとは、ロゼワインのうち発泡性のないものをいいます。
- 8 スパークリングワインとは、赤ワイン、白ワイン、ロゼワイン等にかかわらず、発泡性のあるものをいいます。
- 9 製成数量の合計欄は、赤ワイン、白ワイン、スパークリングワイン、ロゼワインに該当しないものも含めた数量を入力してください。

【調査表H③、H④】

- 1 調査表H③及びH④には、日本ワイン及び日本ワイン以外の原料とするために調査対象期間に受け入れた国産ぶどうの数量（除こう・粉碎前の数量（現地粉碎した場合を含みます。)) について、栽培方法等の別に入力してください。
- 2 自営農園による国産ぶどうの受入状況等には、自営農園において栽培した生ぶどう

について入力してください。自営農園とは、自社栽培、自社管理農場、役員の農園及び関連法人の運営するぶどう農園をいいます。

- 3 契約栽培による国産ぶどうの受入状況等には、契約栽培で栽培した生ぶどうについて入力してください。契約栽培とは、農家との契約により原料ぶどうの栽培を委託しているものをいいます。
- 4 受託醸造による国産ぶどうの受入状況等には、受託醸造のために受け入れた生ぶどうについて入力してください。受託醸造とは、農家等の依頼者から原料ぶどうを受け入れて醸造を行い、その依頼者に製造したワインを引き渡すことをいいます。
- 5 購入による国産ぶどうの受入状況等には、自営農園、契約栽培及び受託醸造以外で、日本ワイン及び日本ワイン以外の原料とするために購入した国産生ぶどうについて入力してください。
- 6 品種名について、別紙8「品種リスト」から該当する品種の番号を「番号」欄に入力し、「品種名」欄への品種名の入力してください。
- 7 該当する品種名が別紙8「品種リスト」にない場合、「番号」欄は空欄で、「品種名」欄に入力してください。
- 8 キログラム単位での計数をとることが困難な場合、とれる範囲で四捨五入などにより、例えば、下三桁を「000」とするなど、端数を切り捨てて入力していただいても差し支えありません。

地理圏	国番号	国・地域名	地理圏	国番号	国・地域名	地理圏	国番号	国・地域名
西欧	242	スロベニア	中南米	332	英領バージン諸島	アフリカ	511	ガンビア
	243	ボスニア・ヘルツェゴビナ		333	ドミニカ		512	ギニア・ビサウ
	244	北マケドニア		334	モントセラト(英)		513	ギニア
北米	301	グリーンランド(デンマーク)		335	セントクリストファー・ネイビス		514	シエラレオネ
	302	カナダ		336	セントビンセント		515	リベリア
	303	サンピエール及びミクロン(仏)		337	英領アンギラ		516	コートジボワール
	304	アメリカ合衆国		338	サン・バルテルミー島(仏)		517	ガーナ
中南米	305	メキシコ		401	コロンビア		518	トーゴ
	306	グアテマラ		402	ベネズエラ		519	ベナン
	307	ホンジュラス		403	ガイアナ		520	マリ
	308	ベリーズ(旧英領ベリーズ)		404	スリナム		521	ブルキナファソ
	309	エルサルバドル		405	仏領ギアナ		522	カーボベルデ
	310	ニカラグア		406	エクアドル		523	カナリー諸島(西)
	311	コスタリカ		407	ペルー		524	ナイジェリア
	312	パナマ		408	ボリビア		525	ニジェール
	314	バーミュダ(英)	409	チリ	526	ルワンダ		
	315	バハマ	410	ブラジル	527	カメルーン		
	316	ジャマイカ	411	パラグアイ	528	チャド		
	317	タークス及びカイコス諸島(英)	412	ウルグアイ	529	中央アフリカ		
	319	バルバドス	413	アルゼンチン	530	赤道ギニア		
	320	トリニダード・トバゴ	414	フォークランド諸島及びその附属諸島(英)	531	ガボン		
	321	キューバ	415	英領南極地域	532	コンゴ共和国		
	322	ハイチ	501	モロッコ	533	コンゴ民主共和国		
	323	ドミニカ共和国	502	セウタ及びメリリア(西)	534	ブルンジ		
	324	プエルトリコ(米)	503	アルジェリア	535	アンゴラ		
	325	米領バージン諸島	504	チュニジア	536	サントメ・プリンシペ		
	326	蘭領アンティール	505	リビア	537	セントヘレナ及びその附属諸島(英)		
	327	仏領西インド諸島	506	エジプト	538	エチオピア		
	328	ケイマン諸島(英)	507	スーダン	539	ジブチ		
	329	グレナダ	508	西サハラ	540	ソマリア		
	330	セントルシア	509	モーリタニア	541	ケニア		
	331	アンティグア・バーブーダ	510	セネガル	542	ウガンダ		

地理圏	国番号	国・地域名	地理圏	国番号	国・地域名	
アフリカ	543	タンザニア	大洋州	617	ナウル	
	544	セーシェル		618	ニューカレドニア(仏)	
	545	モザンビーク		619	仏領ポリネシア	
	546	マダガスカル		620	グアム(米)	
	547	モーリシャス		621	米領サモア	
	548	レユニオン(仏)		622	米領オセアニア	
	549	ジンバブエ		624	ツバル	
	550	ナミビア		625	マーシャル	
	551	南アフリカ共和国		626	ミクロネシア	
	552	レソト		627	北マリアナ諸島(米)	
	553	マラウイ		628	パラオ	
	554	ザンビア				
	555	ボツワナ				
	556	エスワティニ				
557	英領インド洋地域					
558	コモロ					
559	エリトリア					
560	南スーダン					
大洋州	601	オーストラリア				
	602	パプアニューギニア				
	605	その他のオーストラリア領				
	606	ニュージーランド				
	607	クック				
	608	トケラウ諸島(ニュージーランド)				
	609	ニウエ				
	610	サモア				
	611	バヌアツ				
	612	フィジー				
	613	ソロモン				
	614	トンガ				
	615	キリバス				
	616	ピットケルン(英)				

品種リスト

区分	番号	品種名
白 ワイン 用品種	1001	甲州
	1002	竜眼(善光寺)
	1003	ナイアガラ
	1004	デラウェア
	1005	シャルドネ
	1006	ケルナー
	1007	ミュラートウルガウ
	1008	バカスカ
	1009	リースリング
	1010	リースリング・リオン
	1011	ソーヴィニヨン・ブラン
	1012	ピノ・ブラン(ヴァイスブルグンダー)
	1013	ピノ・グリ
	1014	ゲヴェルツトラミネール
	1015	セイベル9110
	1016	セイベル5279
赤 ワイン 用品種	2001	マスカット・ベリーA
	2002	巨峰
	2003	コンコード
	2004	キャンベル・アーリー
	2005	メルロー
	2006	カベルネ・ソーヴィニヨン
	2007	ツヴァイゲルト
	2008	ヤマソービニオン
	2009	ヤマブドウ
	2010	セイベル13053(清見)
	2011	山幸
	2012	ブラック・クイーン
	2013	カベルネ・フラン
	2014	ピノ・ノワール
	2015	プティ・ヴェルド
	2016	シラー
	2017	アジロンダック
	2018	甲斐ノワール